

総合福祉センターふれあい吊天井ほか改修工事

図番	タイトル
A-01	表紙・目次
A-02	特記仕様書-1
A-03	特記仕様書-2・付近見取図
A-04	配置図・1階平面図
A-05	2階・3階天井伏図
A-06	玄関ホール・市民サロン 天井下地・天井仕上 平面割付図
A-07	玄関ホール・市民サロン詳細図-1
A-08	玄関ホール・市民サロン詳細図-2
A-09	ふれあいホール詳細図
A-10	2階・3階撤去図
A-11	2階・3階天井伏図【空調衛生設備・電気設備】
A-12	1階仮設参考図
A-13	2階仮設参考図
A-14	3階仮設参考図
A-15	R階平面図・詳細図

株式会社 森 本 建 築 事 務 所

SUBJECT:	総合福祉センターふれあい吊天井ほか改修工事	DATE:	R1. 12
TITLE:	表紙・目次	FILENO:	282
MORIMOTO ARCHITECT & ASSOCIATES		CHECKED BY:	
株式会社 森 本 建 築 事 務 所		SCALE:	SHEET NO:
一級建築士事務所 一級建築士第 301771号 森本雅史			A-01

工事特記仕様書（改修）

総合福祉センターふれあい吊天井ほか改修工事

I. 工事概要

1. 工事場所

2. 工事項目

・名張市丸之内 地内

1・下図に示す吊天井改修工事

玄関ホール・市民サロン・ふれあいホール

2・1に伴う機械設備工事

3・1に伴う電気設備工事

II. 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編）」（以下「改標仕」という。）による。

2. 特記仕様

(1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2)特記事項は、○の付いたものを適用する。

(3)項目欄に記載の（ ）内表示番号は改標仕の該当項目等を示す。

章	項 目	特記事項																					
① 一般共通事項	①適用基準等	① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編） 国土交通大臣官庁営繕部監修（平成31年版） ② 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官庁営繕部監修（平成31年版）																					
	② 施工条件	①監督員と協議し決定する。 施工可能日 ・ 指定なし ○一部に土、日曜日、祝祭日施工あり 施工可能時間帯 ・ 指定なし ○8：30～17：00(要協議) ①工事中も建物内の各施設は運営しているため、振動、騒音等が発生する作業については十分に協議の上、実施すること。また玄関ホールについては、工事期間中も施設利用者が通行するため、仮設計画については、仮設計画図を参考に監督員及び施設管理者と十分に協議の上決定すること。																					
	③ 発生材の処理等	○行事等が入っている部屋には影響が出ない程度の作業に限る。なお影響の出ない程度の作業は、監督員、総合福祉センター、その他関係機関と十分に協議を行い、理解を得たうえで施工を行うこと ・部分引き渡しあり ・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であっても、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 <table><tr><th>工程</th><th>作業の有無</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>造成等</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>基礎・基礎杭</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>上部構造部分 ・ 外装</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>屋根</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>建築設備 ・ 内装等</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>○手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>その他 ()</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr></table> ・特別管理産業廃棄物 ・ 有 (リサイクルボード、石膏ボード・) ・現場において再利用を図るもの() ・再資源化を図るもの ・アスファルトコンクリート塊 ・セメントコンクリート塊 ・建設発生木材 ○引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要項」に従い適切に処理し、監督員に報告すること。	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎杭	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	上部構造部分 ・ 外装	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	屋根	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	建築設備 ・ 内装等	○ 有 ・ 無	○手作業、機械作業の併用	その他 ()	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
	工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
	造成等	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
基礎・基礎杭	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																					
上部構造部分 ・ 外装	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																					
屋根	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																					
建築設備 ・ 内装等	○ 有 ・ 無	○手作業、機械作業の併用																					
その他 ()	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																					
4 建設副産物 ○情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、請負者は受注時において工事請負代金額が500万円以上の工事については、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出すること。 また、工事完了後にはJACICが運用する「建設副産物情報交換システム」へ実績報告を行うこと。																						
⑤ 特別な材料の工法	公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。																						

① 騒音・振動の防止

7 化学物質の濃度測定

(1. 6. 9)

測定対象化学物質（●で示したものとする。）

通 用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
	学校 教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
	その他	●	●	●	●	●	

測定対象室及び測定箇所数（・図示 ・監督員の指示による）

測定方法（・パッシブ法 ・アクティブ法）

報告書提出部数 2部

③ 工事写真

③ 竣工図

(1. 8. 2)

10 竣工写真

① 設備工事との取合い

⑫ 既存部分への処置

(1. 3. 12)

⑬ 事故報告

⑭ 市内企業優先

15 総合評価方式

⑩ 不当介入を受けた場合の措置

① 工事の一時中止に係る計画の作成

⑩ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

作成する○竣工図 ○保全に関する資料 ・
竣工図作図範囲（ 全 ）
完成図はC A Dにより作成することとし、著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。
竣工図（J V WデータでC D-Rで1部、A 2及びA 3で青焼き等2 ッ折り製本各2部、表紙文字は印字、テープ不可）を提出。
竣工写真（写真サイズ2 L、文字刻印、撮影箇所及び枚数は監督員の指示による）はファイル1部及びびデータでC D-Rで1部提出。
施工範囲
・図示した天井取付設備の脱着工事
○図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
・設備機器の振れ止め補強
施工図
○設備機器の位置、既設配線を十分に確認し、取合いなどの検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。
工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷の場合は、構造・仕上げ共、在来にならい補修する。
工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。
本工事において、下請け契約を締結する場合には、当該契約相手方は名張市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算店（満点）の1割を減点します。
契約書類に基づく。
契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持管理に関する基本的事項を明らかにする。
工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指定する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

② 仮設工事

③ 鉄骨工事

① 足場

(2. 2. 1)

(表2. 2. 1)

② 既存部分の養生

(2. 3. 1)

③ 現場事務所

(2. 4. 1)

④ 現場事務所の備品等

(2. 4. 1) (b)

⑤ 仮設便所

⑥ 工事用水

⑦ 工事用電力

⑧ その他

③ 一般事項

③ 普通鋼

3. 耐鋼性高張力鋼

④ 工 法

③ 検 査

⑥ 溶接工の技量確認

⑦ 溶融亜鉛めっき工法

内部足場 ○脚立、足場板等 ○棚足場
外部足場の種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種
※手摺先行足場
手摺先行足場が必要な施工箇所は足場の設置を想定しているが、高所作業車等現場状況に応じて臨機に計画し、監督員の承諾を受けること。
○既存床・壁の養生
養生方法（床・ブルーシート合板養生 壁・ブルーシート養生）
固定された備品、机、ロッカーの移動
・ 行う ○ 行わない
家具の移動 ・ 行う ○行わない
・ 構内建物内の一部を使用する。
○設置する ・ 設置しない
現場事務所の規模(単位:m)
面積 ・ 10㎡程度 ○20㎡程度 ・ 35㎡程度 ・ 65㎡程度 ・ 100㎡程度

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	
数量	4 組	1 台	1 個	1 個	
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類 ロッカー
数量	2 足	2 着	2 個	1 個	1 台
種類	消火器	掃除具	請負者加入 電話FAX	冷暖房 機器	インター ネット
数量	1 個	1 個	1 台	1 台	1 台

・ 構内設備の一部を使用する。
構内既存の施設 ・ 利用できる ○利用できない
構内既存の施設 ○利用できる ○有償 ・ 無償） ・ 利用できない
構内既存の施設 ○利用できる ○有償 ・ 無償） ・ 利用できない
有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。
総合福祉センター等との打合せにより、安全対策が必要になった場合は監督員の指示により措置を行うこと。

※鉄骨の継手、仕口及び補強部分その他については、共通仕様書の他に、構造設計図記載の基準詳細図等を優先とする。その他はJ A S S 6による。
○工作図又は、原寸図（型及び規定を含む）を作成し、係員の承諾をうける。
・建設省告示第1103号認定業者にて工事を行うこと。
（全構連 M グレード以上かつ係員の承諾を得た業者）
○形鋼 鋼板： ・ S S 4 0 0 ・ S N 4 9 0 C ・ その他（
・ 鋼 管： ・ S T K 4 0 0 ・ S T K 4 9 0 ・ その他（B C R 2 9 5）
・ 高力ボルト： ・ F 1 0 T ・ S 1 0 T
○普通ボルト： S S 4 0 0 とし等級は、中ボルト程度とする。
○溶接材料： J I S ・ Z ・ 3 2 1 1 規格に適合するもの。
○防錆塗料： 素地調整の程度 ・ 第一種ケレン（プラスト法）
○第二種ケレン（機械的作業）
第三種ケレン（手工具作業）
防錆塗料は、仕上塗装種別に応じた同系防錆塗料とする。
塗装回数は、工場1回、現場1回、但し組立後塗装不可能な部分は、工場2回塗りとする。又は、溶着量 $0.15\text{kg}/\text{m}^2$ 程度
・ 仕上げ塗装： ・ オイルペイント ・ グラファイトペイント
・ その他（ 溶融亜鉛メッキリン酸処理 ）
・ 鋼 材： ・ S P A H / C ・ S M 4 9 0 A / B / C
・ S M 4 9 0 B C
・ 高力ボルト： ・ F 1 0 T ・ S 1 0 T
・ 使用材料： ・ 裸使用 ・ 表面処理〔・ウェザークート
・ 溶接材料： J I S ・ Z ・ 3 2 1 2 規格に適合するもの。
・ ボルト式 ○溶接工法（アーク溶接） ・ その他（
※検査は要領書を提出し係員及び係員の指定する第三者にて受入検査を
○種 別： ・ 仮組検査 ○寸法検査 ○外観検査
○超音波探傷検査（検査箇所 10％）
○行う ・ 行わない
・ 適用種類： ・ 形鋼 ・ 鋼板類 ・ 高力六角ボルト
○ボルト ○ナット類 ○アンカーボルト類
・ 付含量 ・ $550\text{g}/\text{m}^2$ 以上 ○ $350\text{g}/\text{m}^2$ 以上

③の② あと施工アンカー工事

④ 左官工事

⑤ 塗装工事

溶接部の検査(受入検査) ○ 行う ・ 行わない
1) 受入検査を行う第三者検査機関は、建築主、工事監督者又は工事施工者(元請)との直接契約による。
2) 第三者検査機関は(社)日本溶接協会によるC1W検査事業者認定種別における超音波探傷検査部門の認定を取得した事業者とし、当該工事の鉄骨製作工場の社内検査を行っていない事業者とする。
3) 受入検査は目視による外観検査と超音波探傷検査とし、社内検査完了後に行う。
4) 外観検査の合否判定は国土交通省告示1464号による。ただし告示に定めのないものは日本建築学会「JASS6 鉄骨工事 2007 付則6 鉄骨精度検査基準」の限界許容差による。
5) 超音波探傷検査は日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規程・同解説」2008により、合否判定は7.2.1疲労を考慮しない溶接部のうち、引張応力が作用する溶接部の項を適用する。
6) 溶接箇所数の数え方は「JASS6 鉄骨工事 2007」表5.1溶接箇所数の数え方による。
7) 受入検査の抜取り方法及び抜取り率は以下による。
a) 工場溶接の場合
i. 抜取り数は各ロット毎に30箇所をランダムにサンプリングする。
ii. サンプリングの結果、不合格率が5%以内の場合はロットを合格とし、不合格率が5%を超えた場合は更に同一ロットの中から30箇所をサンプリングし、合計60箇所の場合不合格率が5%以内の場合を合格とする。不合格率が5%を超えた場合は残り全数の検査を行う。
b) 現場溶接の場合
i. 全数検査とする。
8) 検査により不合格と判定された溶接部はすべて補修を行い、再検査して合格とならねばならない。
9) ずれ・食い違いの補修方法は、独立行政法人 建築研究所監修「突き合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」等を参考にする。

① あと施工アンカーの材料

(8. 2. 4)

(表8. 2. 2)

② あと施工アンカーの施工

(8. 11. 2)

(8. 11. 4)

(8. 11. 5)

(8. 11. 2)

①. 一般事項

②. 合成樹脂エマルジョンペイント

① 一般事項

(6. 1. 3 (b))

(6. 1. 3 (c))

(6. 1. 3 (f))

種類
○ 金属系 セットの方法 ・ 本体打込み式(・改良型・従来型)
径及び埋込み深さ ○ 図示 ・ ()
引張耐力○(129 k N以上/ガセットプレート1枚)
せん断耐力・ ()
・ 接着系 カプセル型 ・ 有機系 ・ 無機系
径及び埋込み深さ ・ 図示 ・ ()
引張耐力 ・ 図示 ・ ()
せん断耐力 ・ 図示 ・ ()
穿孔
埋込み配管等の探査の範囲及び方法
範囲 ・ 図示 ○ あと施工アンカー施工部分全て
・ ()
方法 ○ 鉄筋探知機(金属探知機)により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。
・ はつり出しによる。
あと施工アンカーの施工確認試験
○ 実施する ・ 実施しない
確認試験方法
○(8.12.5)による ・ ()
確認強度
・ ()
※金属系あと施工アンカーを使用する場合は、打設する部位の近傍にて、施工前に必ず3本以上の引抜試験を行い、前述した許容引張力以上可能なことを確認すること。

○モルタルは亀裂防止剤、接着剤、防水材その他の混和剤を必要に応じて係員と協議の上使用するものとする。
※色は周囲の既存壁と合わせること
○種 類：○吸音用 ○その他(仕上)
○塗 厚 ○3mm ・ 5mm
○色 ○着色
○仕 上 ・ 吹付 ・ かき落し ○こて押え
※監督員の指示に従い、見本を作成のこと。
(グラデ欄引仕上 T3523 A1CA同等品)
設置箇所：ふれあいホール壁

○素地調整及び塗装工程は共通仕様書による。
○使用箇所：下り天井
○色：周囲の既存壁と合わせること

既存間仕切り壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改 修 範 囲
○天井	図示による
○ 壁	図示による
・ 床	図示による

天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲
(○図示による ・)
天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修
(○図示による ・)

SUBJECT: 総合福祉センターふれあい吊天井ほか改修工事 DATE: R1.12

TITLE: 特記仕様書-1 FILENO: 282

MORIMOTO ARCHITECT & ASSOCIATES CHECKED BY:

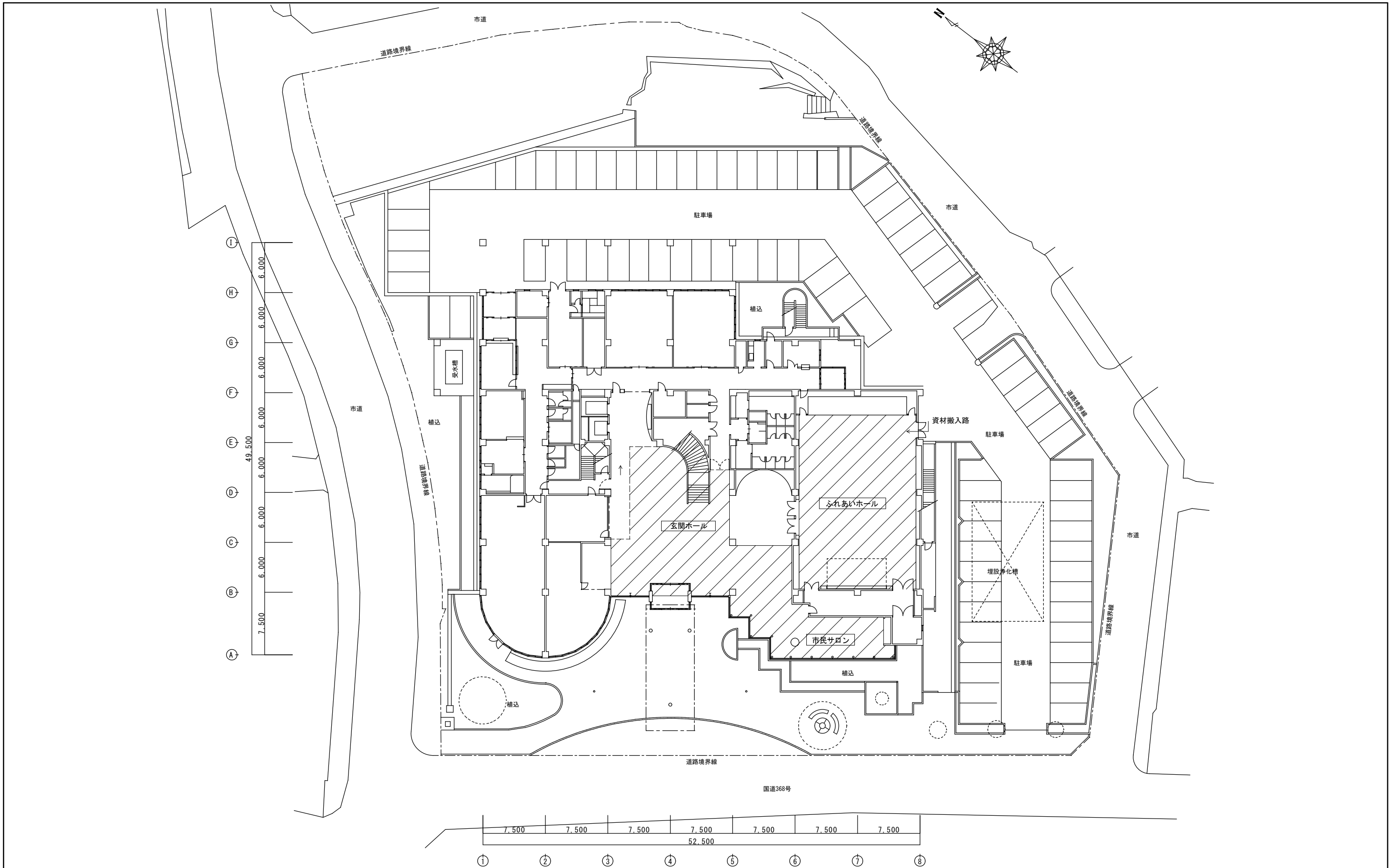
株式会社 森 本 建 築 事 務 所 SCALE: SHEET NO:

一級建築士事務所 一級建築士第 301771号 森本雅史 A-02

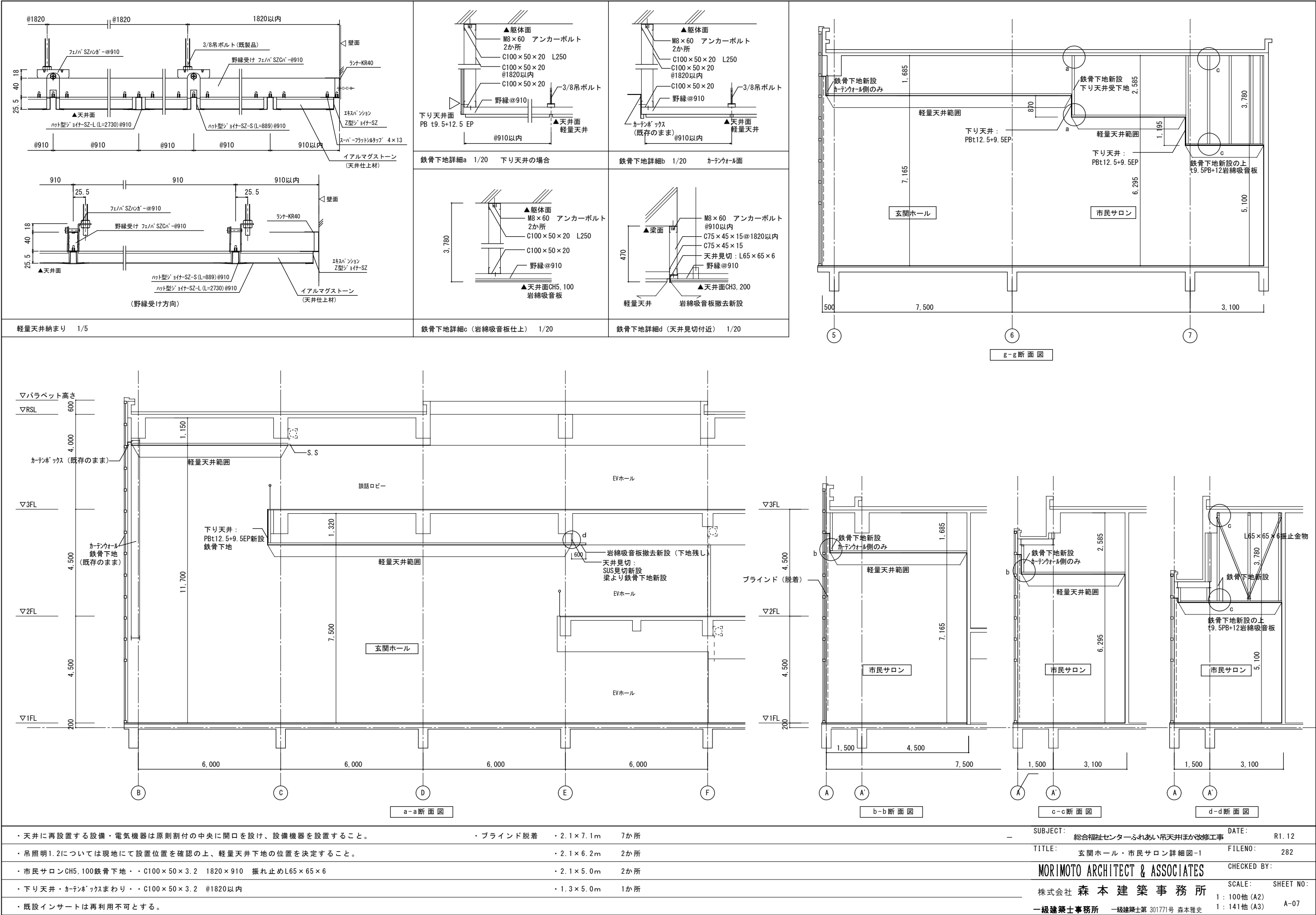
⑥ 内 装 改 修 工 事	② 既存天井及び壁撤去 下地撤去 (6.3.2) (6.4.2)	天井野縁等の種類 ○壁内 ○19形 ・25形 壁下地の種類 ○壁内 ○65形 ・90形 改修後の清掃範囲 ○施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲												
	③ 軽量鉄骨天井 及び壁下地 (6.6.2, 6.7.2) (表6.6.1, 6.7.1) (6.6.4, 6.7.4)	○軽量鉄骨天井下地及び壁下地は指定製造所製品とし、防錆処理はジ ンクロメートメッキ処理、または亜鉛メッキ処理を施したものとす。 天井野縁等の種類 ○壁内 ○19形 ・25形 壁下地の種類 ○壁内 ○65形 ・90形 ・100形 形状及び寸法 ・耐震天井 ○ふところ>3m 5-100×50×20×2.3 既存埋込みインサート ・使用する ○使用しない												
	④ せつこうボード、 その他ボード及び 合板張り (6.13.2) (表6.13.1)	<table><tr><th>材 種</th><th>種 別</th><th>厚 さ (mm)</th></tr><tr><td rowspan="2">○せつこうボード</td><td rowspan="2">○せつこうボード ・シーリング</td><td>壁 ・9.5 (準不燃) ○12.5 (不燃)</td></tr><tr><td>天井 ・9.5 (準不燃) ○12.5 (不燃)</td></tr><tr><td rowspan="2">・化粧せつこうボード</td><td>・トラバーチン模様 ・木目模様</td><td>・9.5 (準不燃) ・9.5 (準不燃)</td></tr><tr><td>○岩綿吸音板</td><td>・9 ○12</td></tr></table> せつこうボードの目地工法 ○継目処理 ・突付け ・目通し	材 種	種 別	厚 さ (mm)	○せつこうボード	○せつこうボード ・シーリング	壁 ・9.5 (準不燃) ○12.5 (不燃)	天井 ・9.5 (準不燃) ○12.5 (不燃)	・化粧せつこうボード	・トラバーチン模様 ・木目模様	・9.5 (準不燃) ・9.5 (準不燃)	○岩綿吸音板	・9 ○12
	材 種	種 別	厚 さ (mm)											
	○せつこうボード	○せつこうボード ・シーリング	壁 ・9.5 (準不燃) ○12.5 (不燃)											
天井 ・9.5 (準不燃) ○12.5 (不燃)														
・化粧せつこうボード	・トラバーチン模様 ・木目模様	・9.5 (準不燃) ・9.5 (準不燃)												
	○岩綿吸音板	・9 ○12												
⑤ 天井吊り口 (6.13.3) (g) (1) (表6.13.5)	○材 質 : ○7A:製 その他 (ナカ工業) ・寸 法 : ○450□ ・600□													
⑥ 地震対策 軽量天井システム	○図示参照 (単位面積当たり2.0kg/m ² 以下の天井材) (イアルSZシーリング) (三洋工業同等品 052-202-3451(小島) ・設置箇所 玄関ホール・市民サロン													
⑦ 落下防止用ネット	○図示参照 (20 kg / m ² の天井材の落下に対応できる製品とする) (セーフネットS2) (三洋工業同等品 052-202-3451(小島) ・設置箇所 ふれあいホール													
⑦ そ の 他 工 事	① アルミガラリ脱着	○図示 ・設置箇所 ふれあいホール												
	② 防煙区画 ガラス脱着	○図示 ・設置箇所 玄関ホール												
	③ パンツ脱着	○図示 ・設置箇所 ふれあいホール												
	④ ブラインド脱着	○図示 ・設置箇所 玄関ホール・ふれあいホール												
⑤ 撤去工事	○吊天井改修に伴う天井撤去および壁撤去 ○図示箇所天井及び壁撤去 (下地とも)													
⑥ 解体工事	○図示													
⑧ 電 気 設 備 工 事	① 照明設備	○脱着工事 ・照明器具 設置箇所 玄関ホール・市民プラザ・ふれあいホール ・非常用照明 設置箇所 玄関ホール・市民プラザ ・吊照明1.2 設置箇所 玄関ホール・市民プラザ												
	② 放送設備	○脱着工事 ・設置箇所 玄関ホール・市民プラザ・ふれあいホール												
	③ 火災報知設備	○脱着工事 ・設置箇所 玄関ホール・市民プラザ												
	④ 誘導灯設備	○脱着工事 ・設置箇所 玄関ホール												
	⑤ 配電設備	○脱着工事 ・設置箇所 玄関ホール・市民プラザ												
⑨ 機 械 設 備 工 事	① 空調設備	○脱着工事 ・設置箇所 玄関ホール・市民プラザ												
	② 空調ダクト設備	○脱着工事(保温とも) ・設置箇所 玄関ホール・市民プラザ												
	③ スプリンクラー設備	○脱着工事 ○スプリンクラーヘッド○配管類 ・設置箇所 玄関ホール・市民プラザ ※脱着工事に伴い、水抜き・水漏れ作業及び試験費用を見込むこと また法定検査立会費用を見込むこと												
⑩ 指 定 仮 設 工 事	① 交通誘導員	○配置 10人程度 総合福祉センター等との打合せにより、安全対策が必要になった 場合は監督員の指示に従い、適切に措置を行うこと。												
	② 仮設ゲート	・W6.0m												
	③ ローリングタワー													

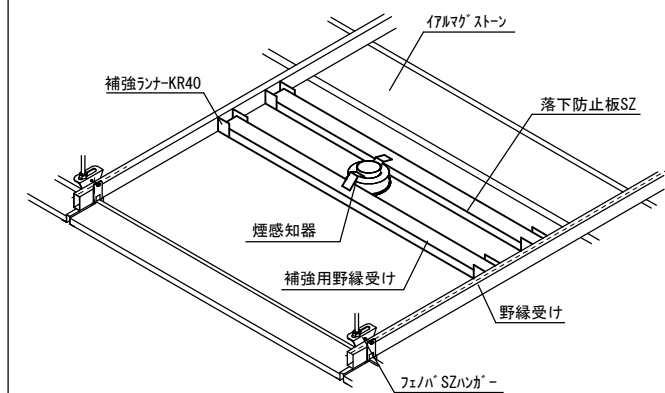
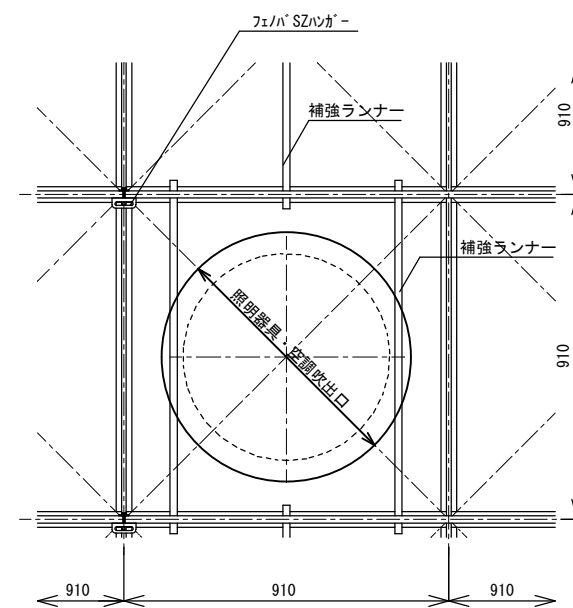
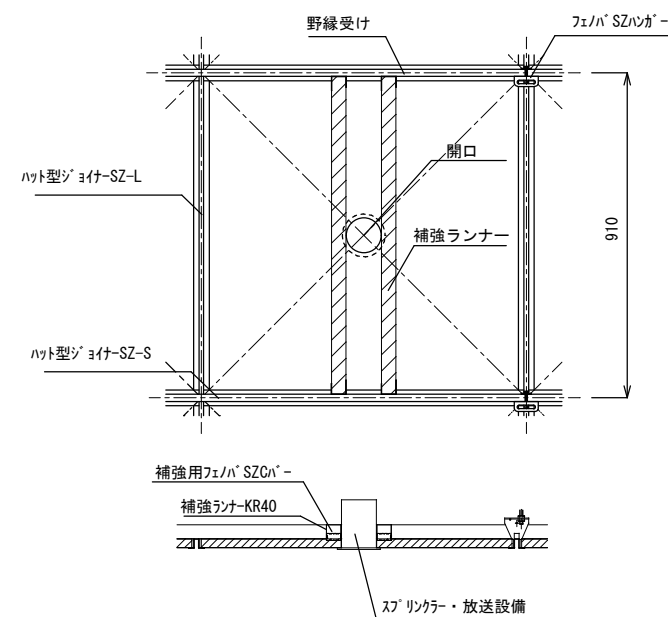
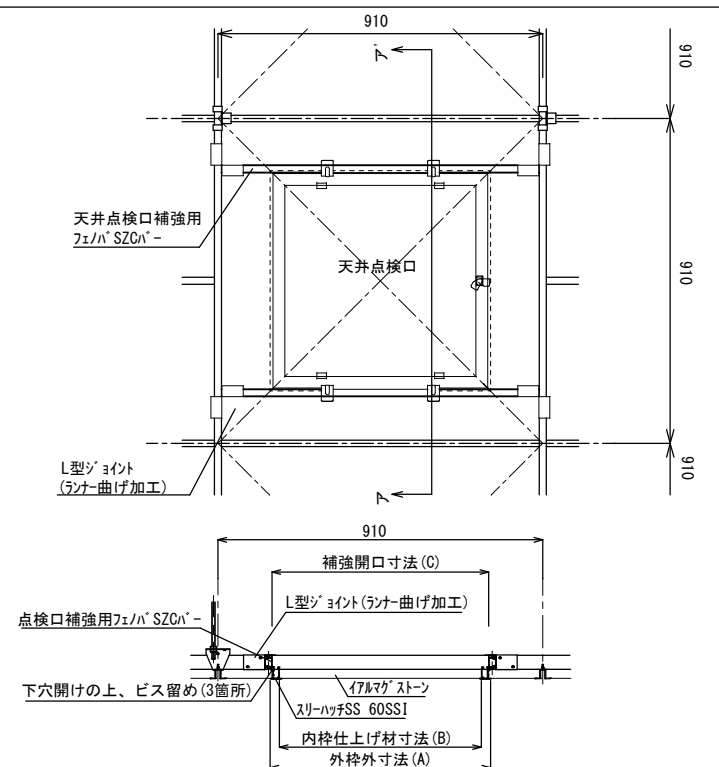
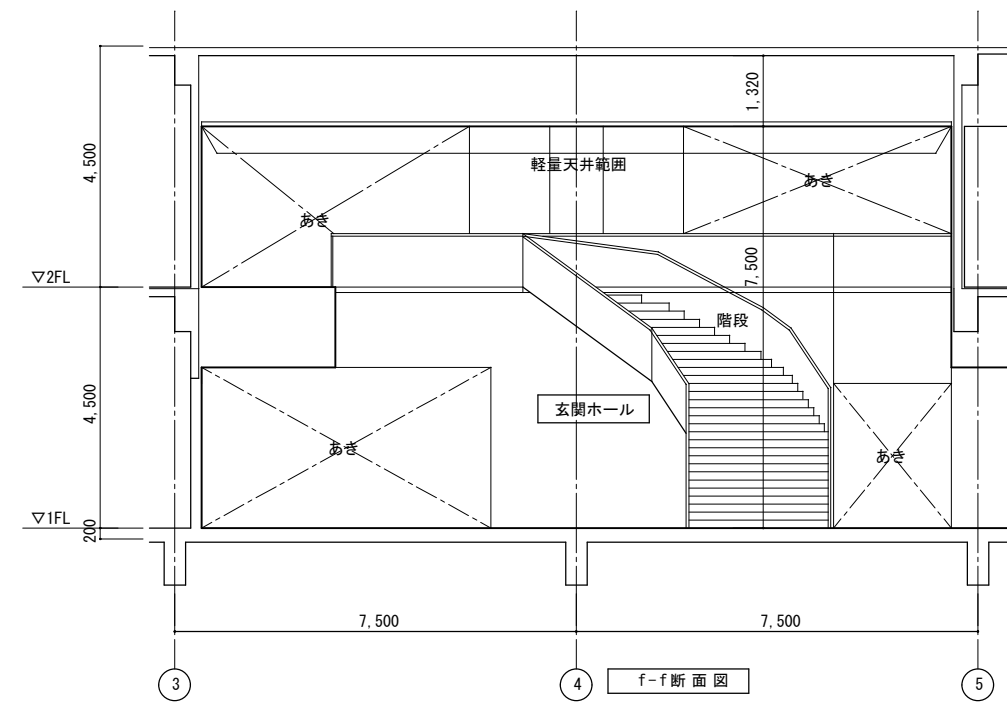
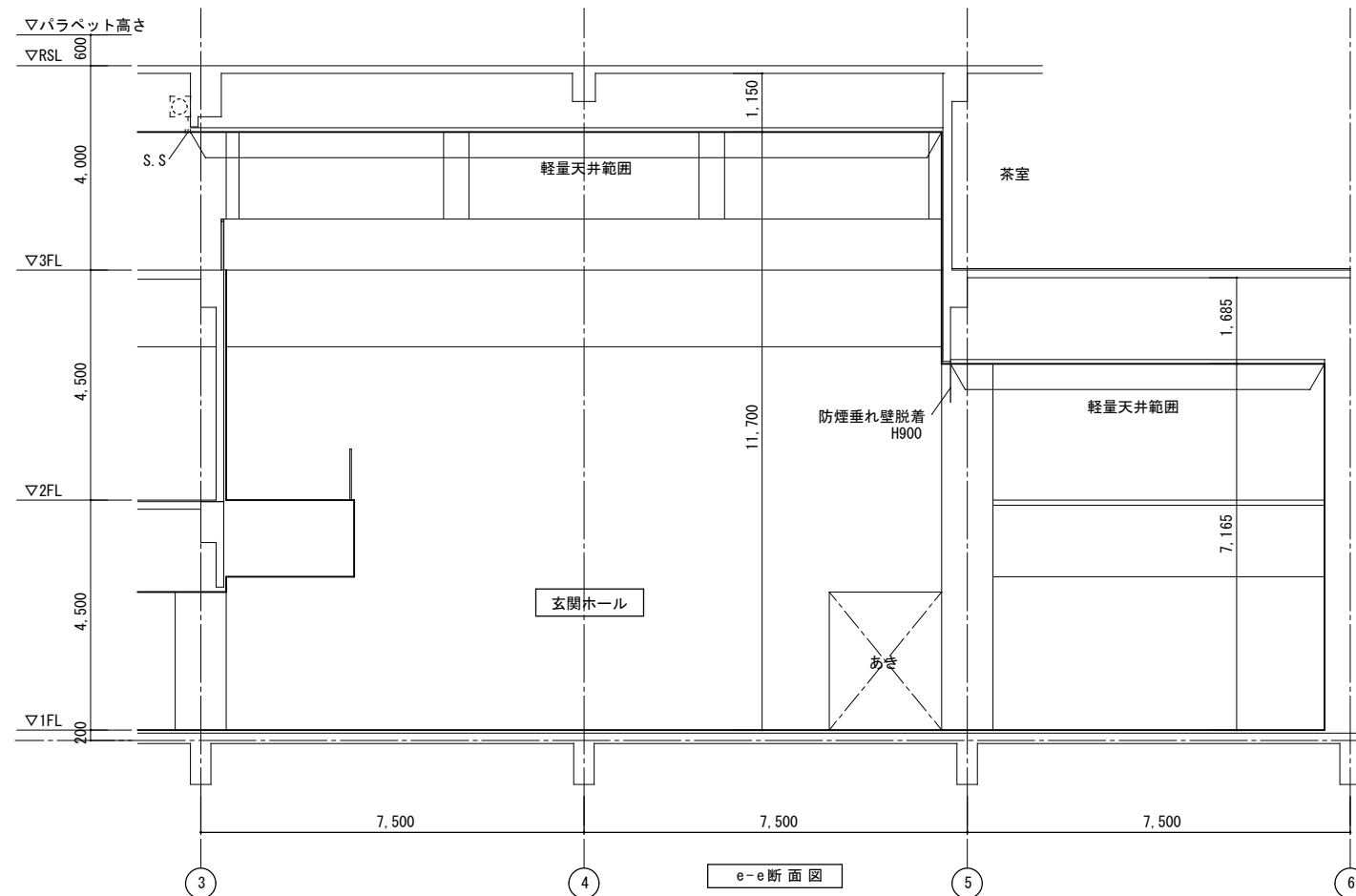


SUBJECT	総合福祉センターふれあい吊天井ほか改修工事	DATE	R1.12
TITLE	特記仕様書-2、付近見取図	FILENO	282
MORIMOTO ARCHITECT & ASSOCIATES	CHECKED BY		
株式会社 森本建築事務所	SCALE	SHEET NO	
一級建築士事務所 級建築士 第 301771号 森本雅史		A-03	

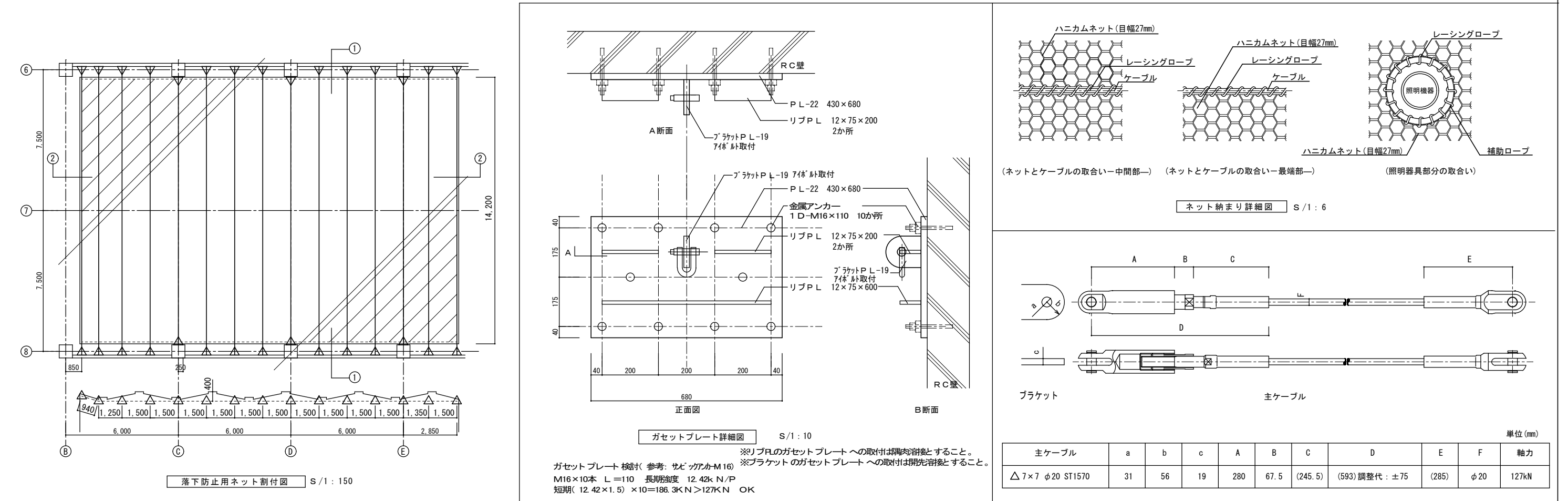
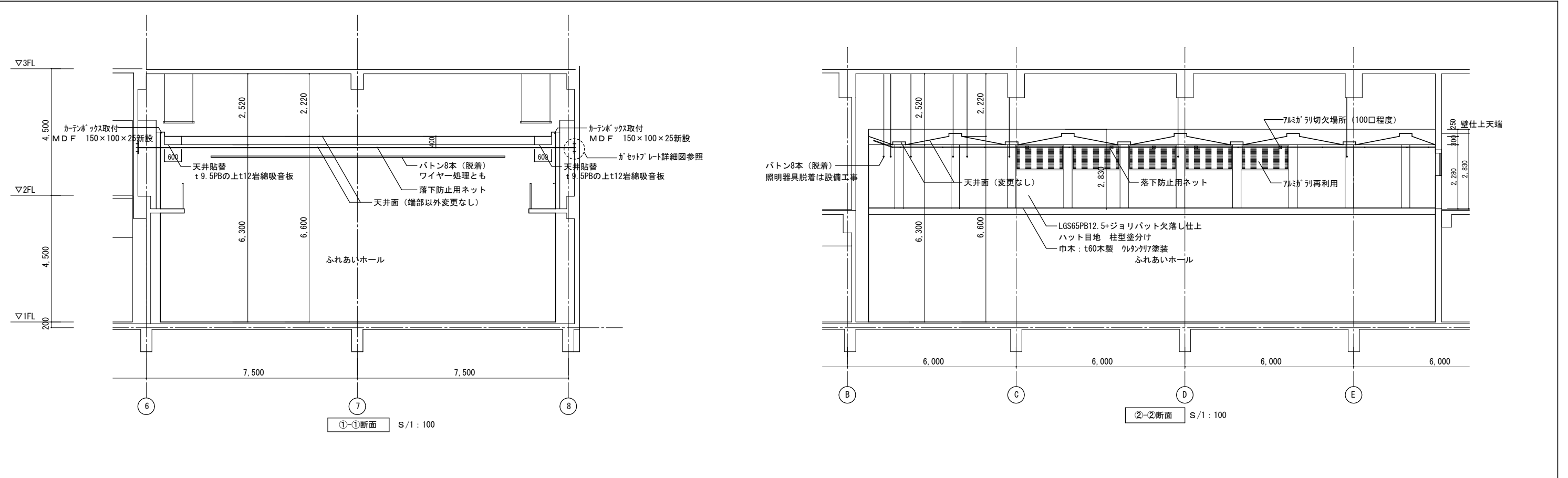


	仮設足場範囲 枠組棚足場(手すり先行方式)	SUBJECT: 総合福祉センターふれあい吊天井ほか改修工事	DATE: R1.12
TITLE: 配置図・1階平面図	FILENO: 282		CHECKED BY:
MORIMOTO ARCHITECT & ASSOCIATES	株式会社 森本建築事務所	SCALE: 1:300 (A2)	
一級建築士事務所	一級建築士第 301771号 森本雅史	1:424 (A3)	A-04

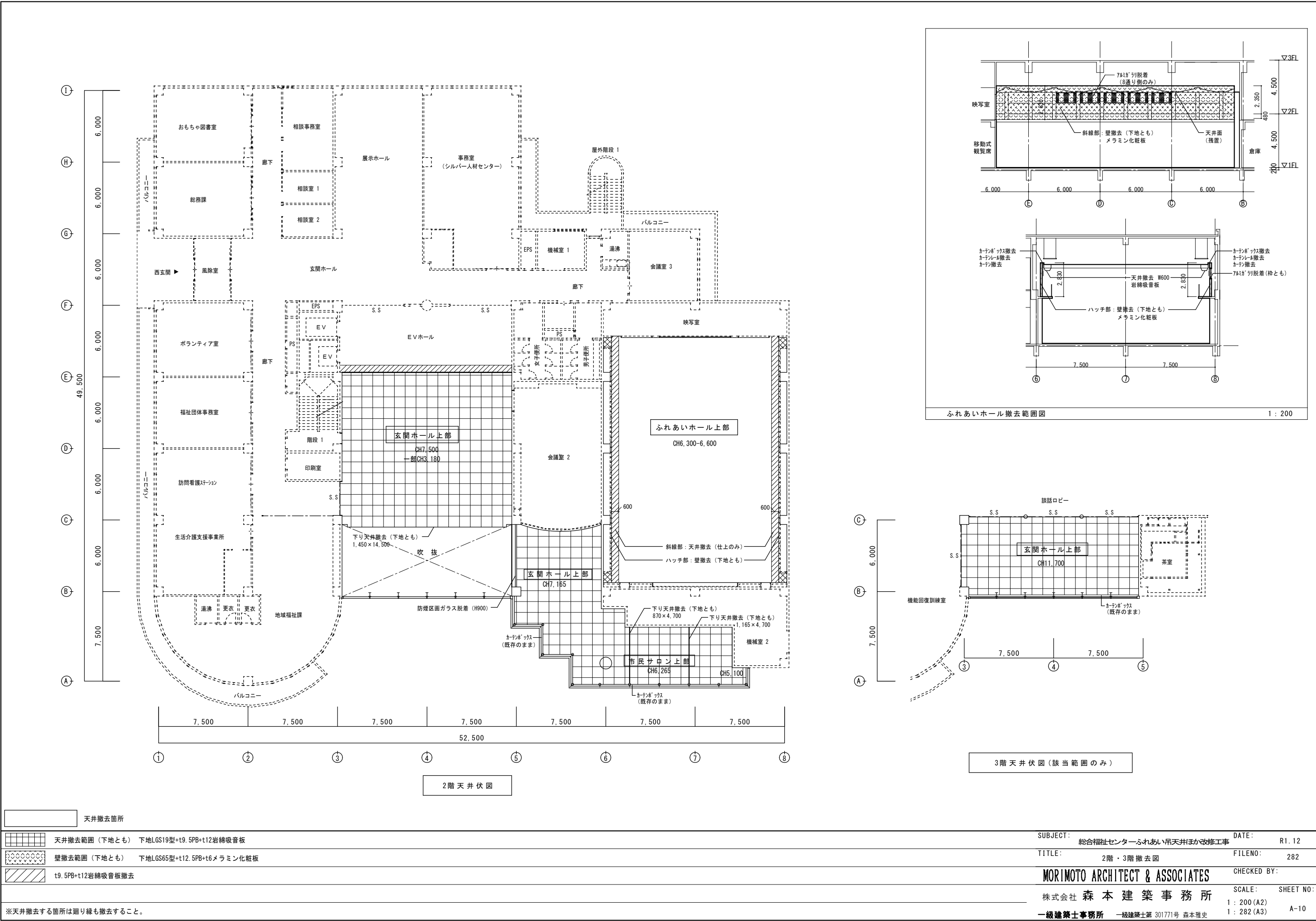




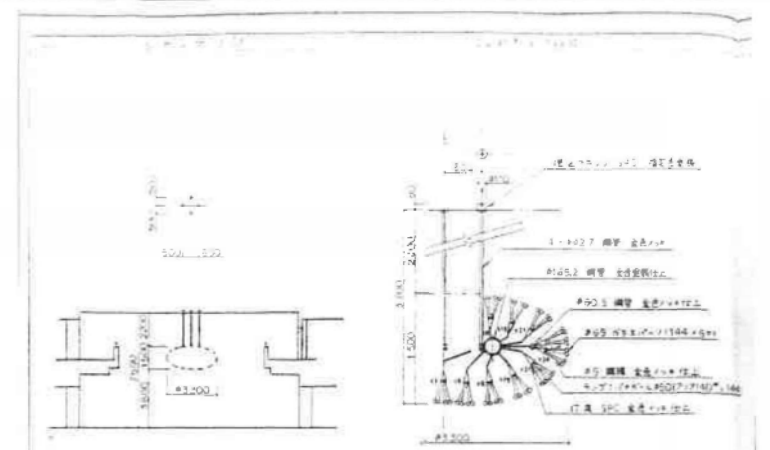
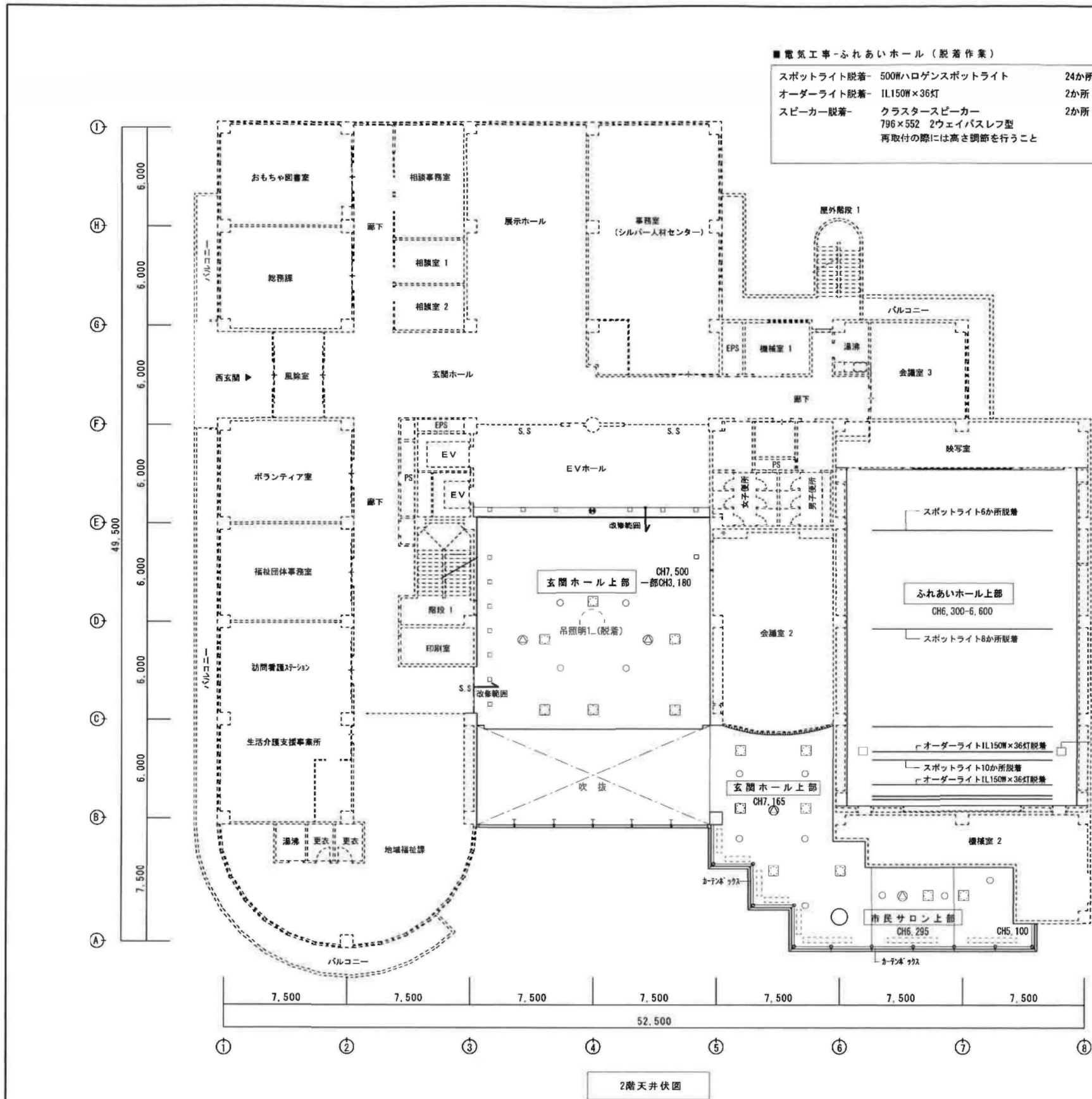
天 井 点 検 口	S=1/15	設 備 機 器 開 口 詳 細 図 (ス プ リ ン ク ラ ー ・ 放 送 設 備)	S=1/15	設 備 機 器 開 口 詳 細 図 (照 明 器 具 ・ 空 調 吹 出 口)	S=1/15	煙 感 知 器 開 口 詳 細 図	S=1/15
・ 天井に再設置する設備・電気機器は原則割付の中央に開口を設け、設備機器を設置すること。						SUBJECT: 総合福祉センターふれあい吊天井ほか改修工事 DATE: R1.12	
・ 吊照明1.2については現地にて設置位置を確認の上、軽量天井下地の位置を決定すること。						TITLE: 玄関ホール・市民サロン詳細図-2 FILENO: 282	
						MORIMOTO ARCHITECT & ASSOCIATES CHECKED BY:	
						株 式 会 社 森 本 建 築 事 務 所 SCALE: SHEET NO:	
						一級建築士事務所 一級建築士第 301771号 森本雅史 1:100他 (A2) 1:141他 (A3) A-08	



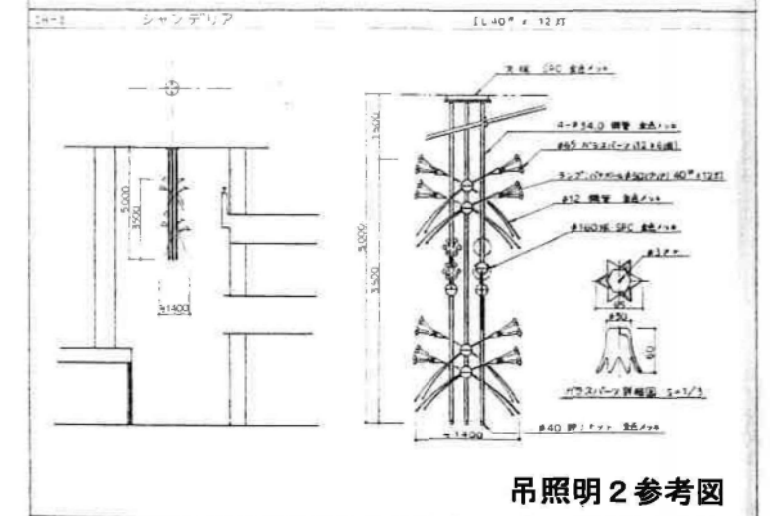
1	△	ガセットプレート、アイボルトM16	・天井付の照明器具がある箇所はネットに開口を設けること（80箇所）	SUBJECT: 総合福祉センターふれあい吊天井ほか改修工事	DATE: R1.12
2	—	ケーブル7×7 G/0 φ20 ST1570	・バトンの吊ワイヤーや配線などはハニカムネットの穴から通すこととする。	TITLE: ふれあいホール詳細図	FILENO: 282
3	----	補助ロープ	・壁LGS65@455以内	MORIMOTO ARCHITECT & ASSOCIATES	CHECKED BY:
4	▨	ハニカムネット	・アイボルトはJIS B 1169相当品とする	株式会社 森本建築事務所	SCALE: SHEET NO:
				一級建築士事務所 一級建築士第 301771号 森本雅史	1:100他 (A2) 1:141他 (A3) A-09



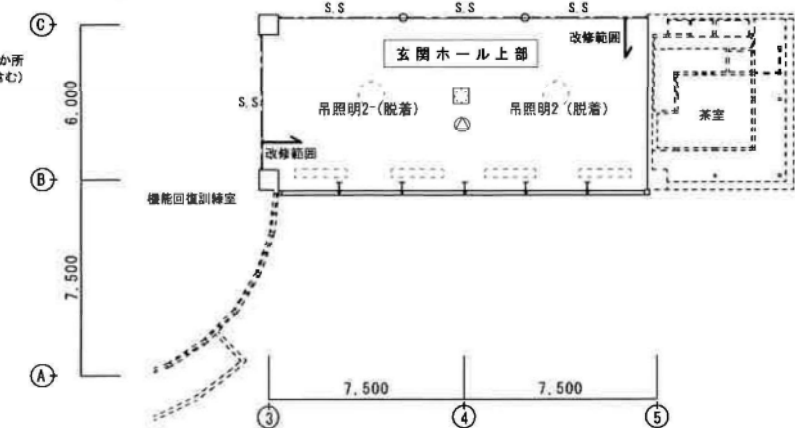
天井撤去箇所	SUBJECT: 総合福祉センターふれあい吊天井ほか改修工事	DATE: R1.12
天井撤去範囲（下地とも） 下地LGS19型+t9.5PB+t12岩綿吸音板	TITLE: 2階・3階撤去図	FILENO: 282
壁撤去範囲（下地とも） 下地LGS65型+t12.5PB+t6メラミン化粧板	MORIMOTO ARCHITECT & ASSOCIATES	CHECKED BY:
t9.5PB+t12岩綿吸音板撤去	株式会社 森本建築事務所	SCALE: SHEET NO:
※天井撤去する箇所は廻り縁も撤去すること。	一級建築士事務所 一級建築士第 301771号 森本雅史	1: 200 (A2) A-10
		1: 282 (A3)



吊照明1参考図



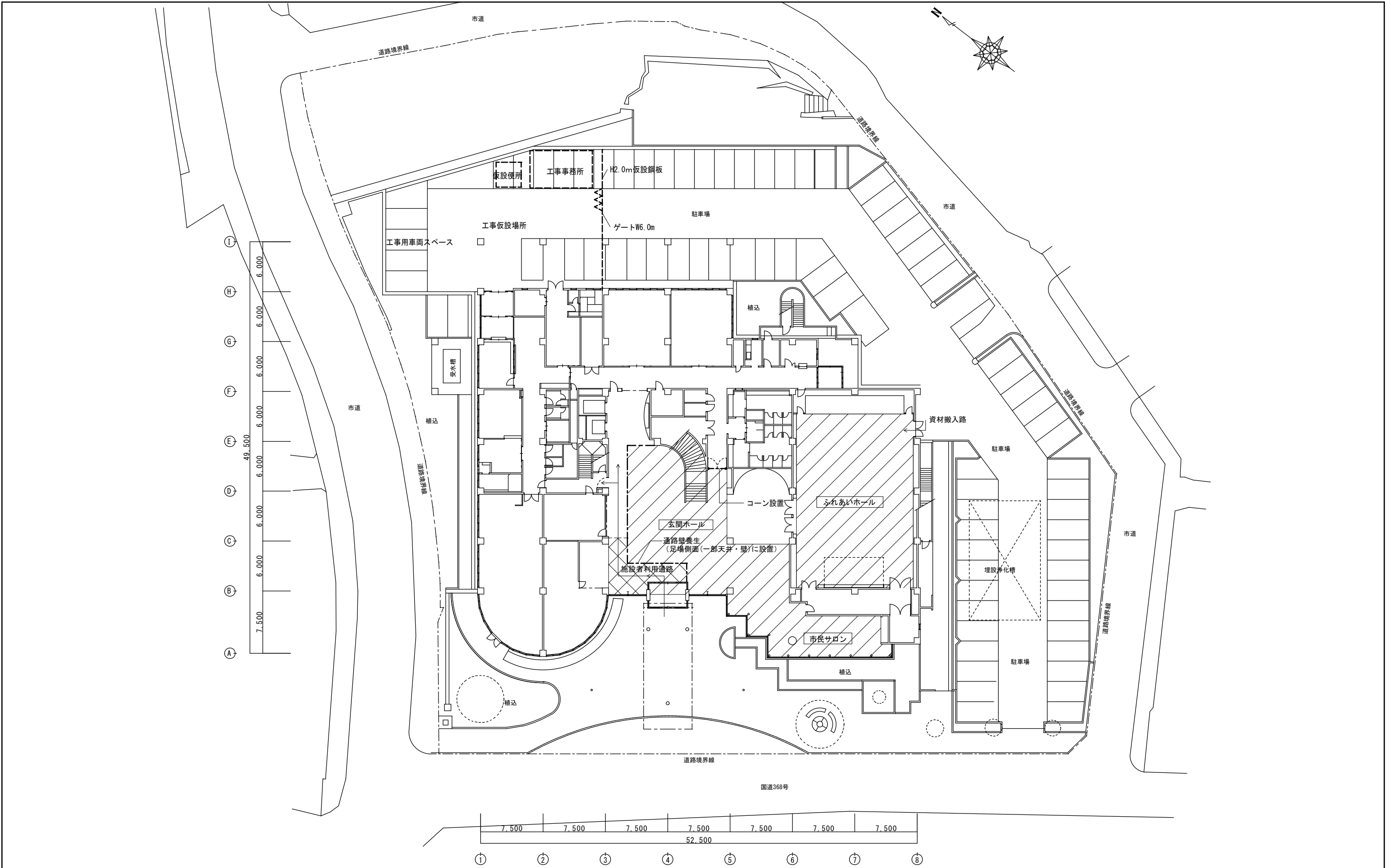
吊照明2参考図



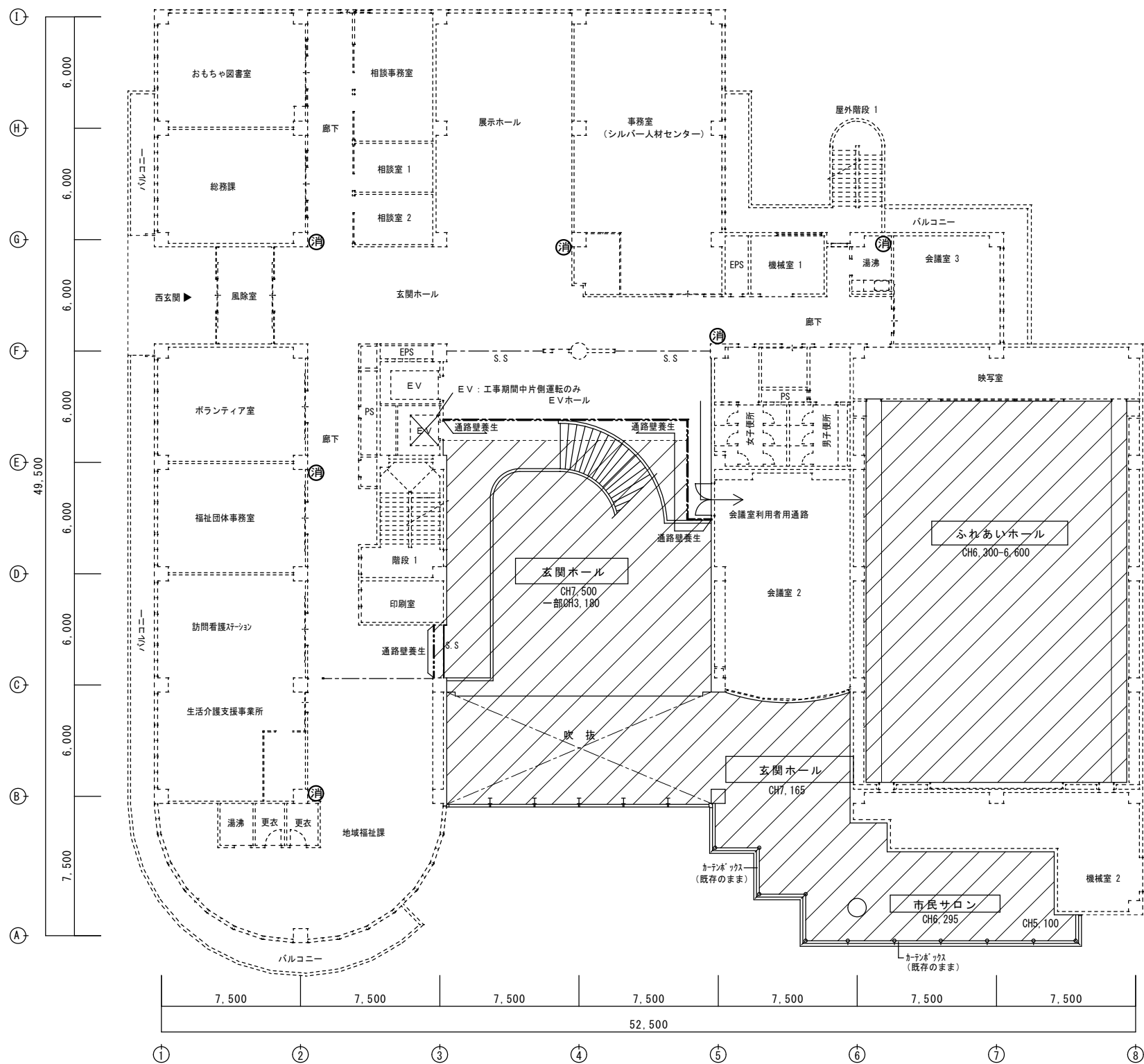
3階天井伏図 (該当範囲のみ)

※取り外した照明器具等については、清掃の上取りつけること。
 ※天井裏等の不可視部分の配管配線等については精算の対象とする。

・脱着した設備機器、照明器具などは建物内に保管することとする。	■設備工事-玄関ホール（脱着作業）	■電気工事-玄関ホール（脱着作業）	SUBJECT: 総合福祉センターふれあい吊天井ほか改修工事	DATE: R1.12
なお保管場所については総合福祉センター関係者および監督員と協議すること。	○ 空調吹出口 1 3000L 3カ所	○ 照明器具 1 DL埋込300W 12カ所	TITLE: 2階・3階天井伏図【空調衛生設備・電気設備】	FILENO: 282
・脱着する設備機器、照明器具には耐震対策として天井落下防止補強を行うこと。（感知器、スプリンクラーは直付けとする）	○ 空調吹出口 2 2000L 4カ所	○ 非常用照明 11カ所（2階）2カ所（3階）	MORIMOTO ARCHITECT & ASSOCIATES	CHECKED BY:
・耐震対策 躯体より3/8吊ボルト1カ所を想定 天井落下防止 SUSワイヤー	○ 空調吹出口 3 1500L 5カ所	○ 誘導灯脱着 1カ所	株式会社 森本建築事務所	SCALE: SHEET NO:
	○ 空調吹出口 500φ 15カ所	○ 放送設備 5カ所	一級建築士事務所 一級建築士 301771号 森本雅史	1:200 (A2) A-11
	・スプリンクラーヘッド 43カ所（2階）15カ所（3階）	・煙感知器9カ所（2階）3カ所（3階）		
	・工事範囲内の空調ダクト、スプリンクラー配管、電気配線は撤去再利用とする。	・吊照明1 天井落下防止補強4カ所		
		・吊照明2 天井落下防止補強各4カ所		

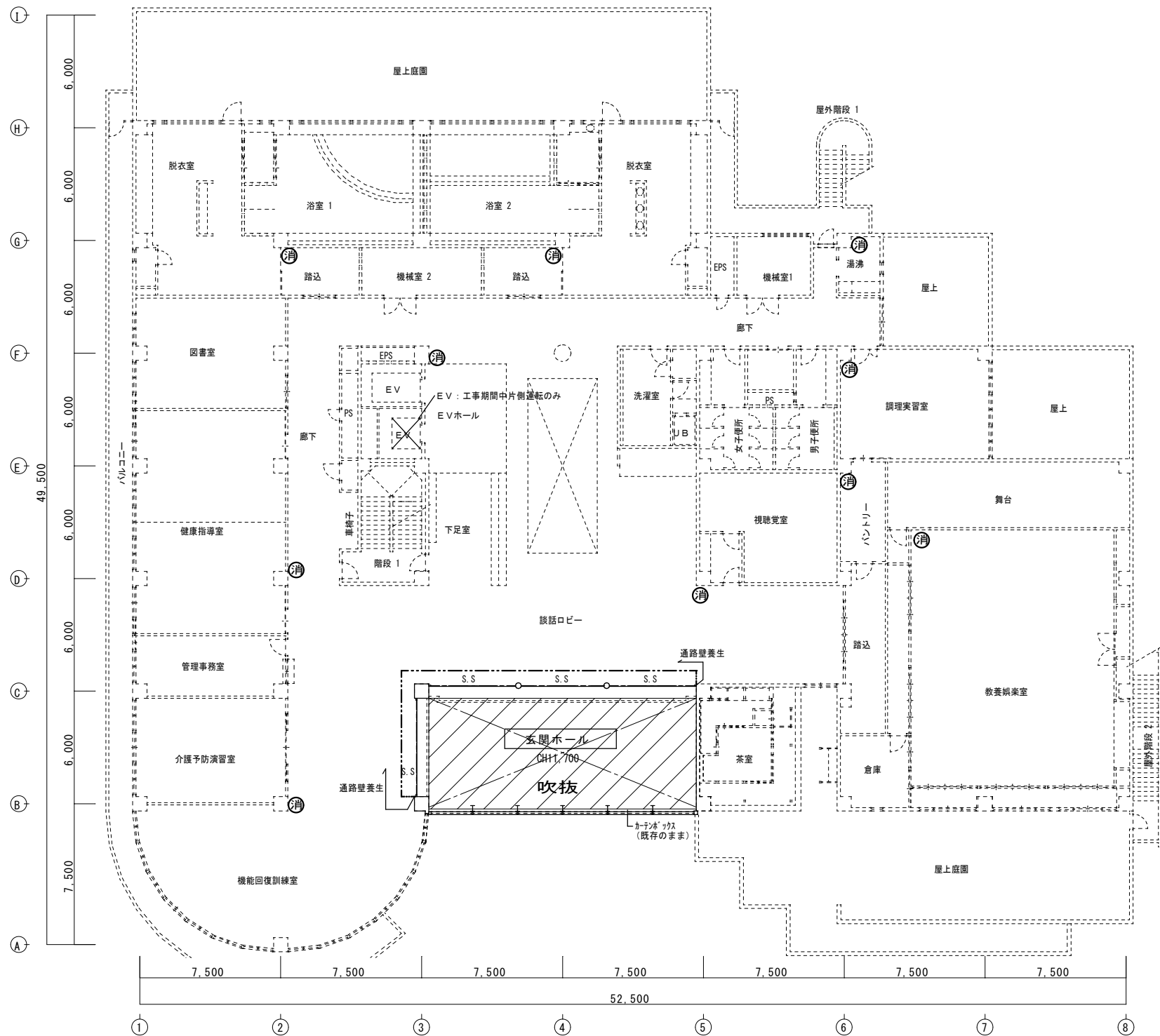


仮設足場範囲 枠組棚足場(手すり先行方式)		・床養生(養生シート+t9構造用合板)	SUBJECT: 総合福祉センターふれあい吊天井ほか改修工事	DATE: R1.12
通路天井養生範囲 (シート養生の上t9構造用合板程度)	40.1㎡	・交通誘導員 10人程度想定	TITLE: 1階仮設参考図	FILENO: 282
・通路壁養生 t9構造用合板+防音シート2枚貼	63.4㎡ (1 F)	・現場事務所、工事用車両、資材置き場については、施設管理者様と十分に調整し、決定すること。	MORIMOTO ARCHITECT & ASSOCIATES	
・仮設足場設置箇所は壁養生も行うこと。ただしカーテンウォールは除く			株式会社 森本建築事務所	CHECKED BY:
			一級建築士事務所 一級建築士第 301771号 森本雅史	SCALE: 1: 300 (A2) 1: 424 (A3) SHEET NO: A-12

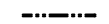


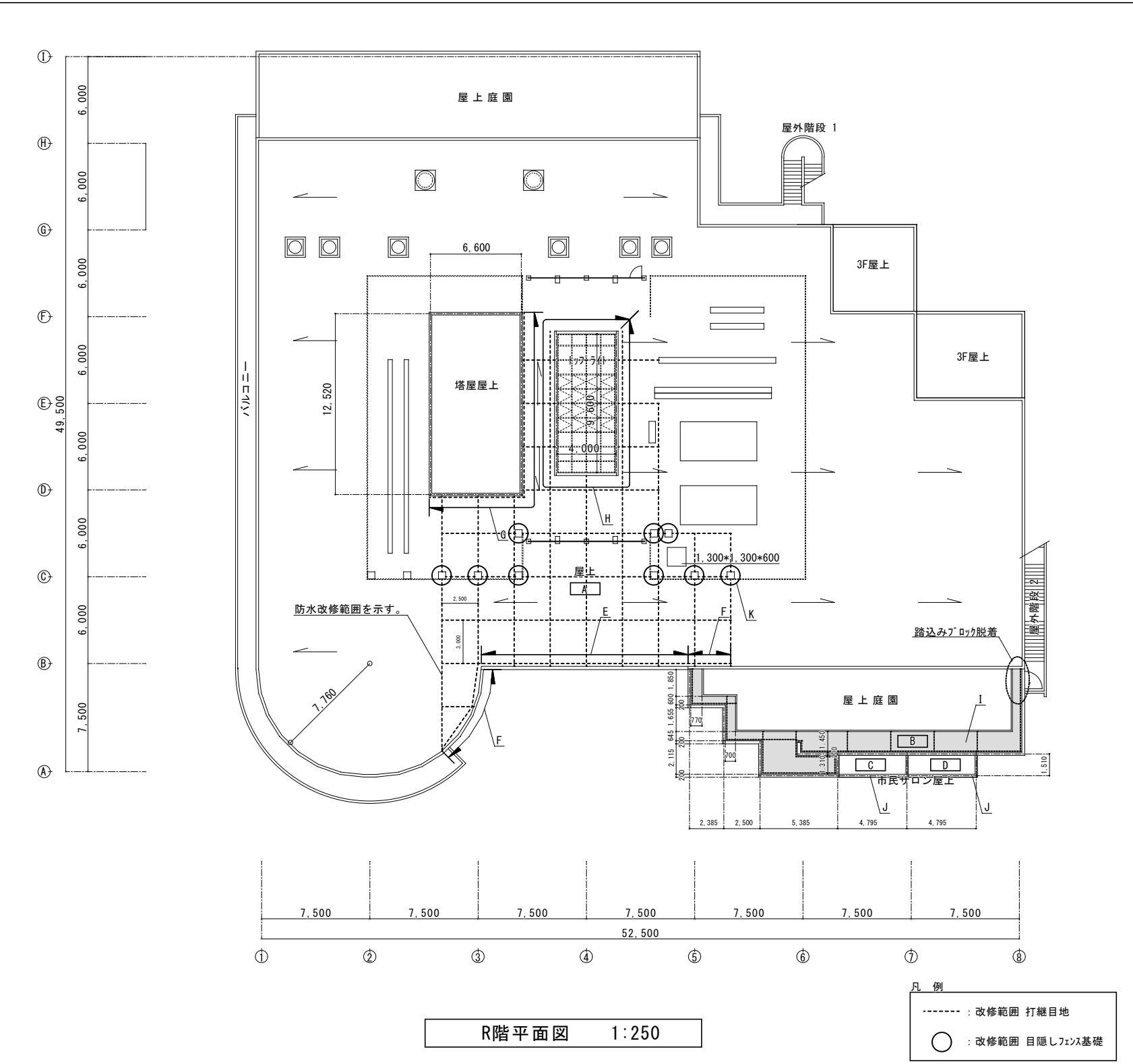
2 階 平 面 図

仮設足場範囲 枠組棚足場(手すり先行方式)	・床養生(養生シート+t9構造用合板)	SUBJECT: 総合福祉センターふれあい吊天井ほか改修工事DATE: R1.12
通路壁養生 t9構造用合板+防音シート2枚貼 66㎡(2F)、67.5㎡(3F)	・交通誘導員 10人程度想定	TITLE: 2階仮設参考図FILENO: 282
・仮設足場設置箇所は壁養生も行うこと。ただしカーテンウォールは除く		MORIMOTO ARCHITECT & ASSOCIATESCHECKED BY:
消火器設置箇所(2階 6か所 3階 10か所)		株式会社 森本建築事務所SCALE: SHEET NO: 1: 200 (A2) 1: 282 (A3) A-13
		一級建築士事務所 一級建築士第 301771号 森本雅史



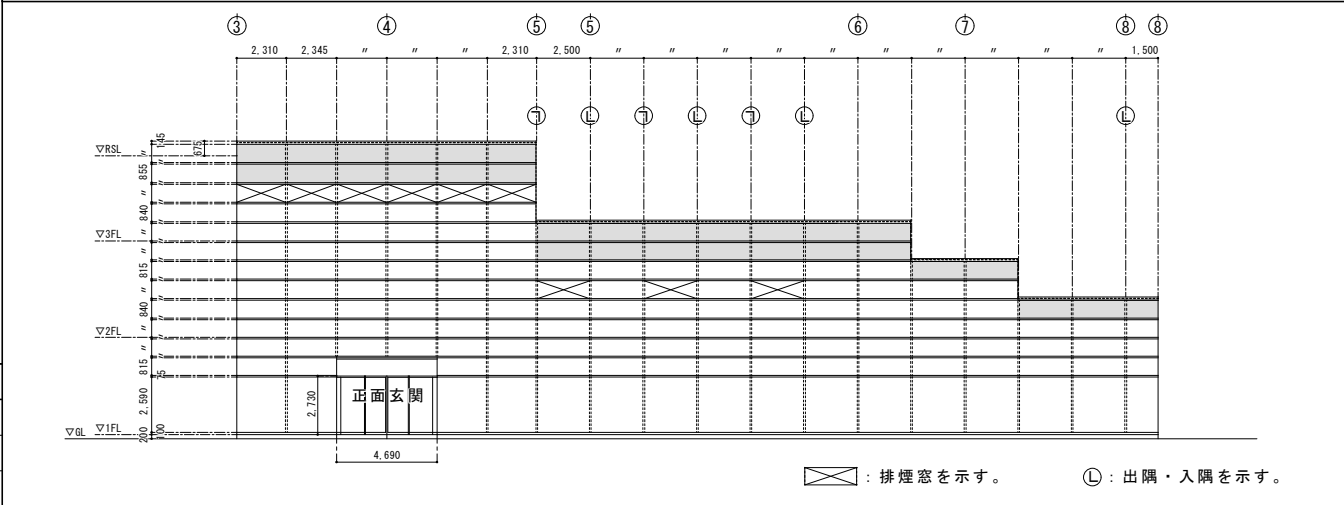
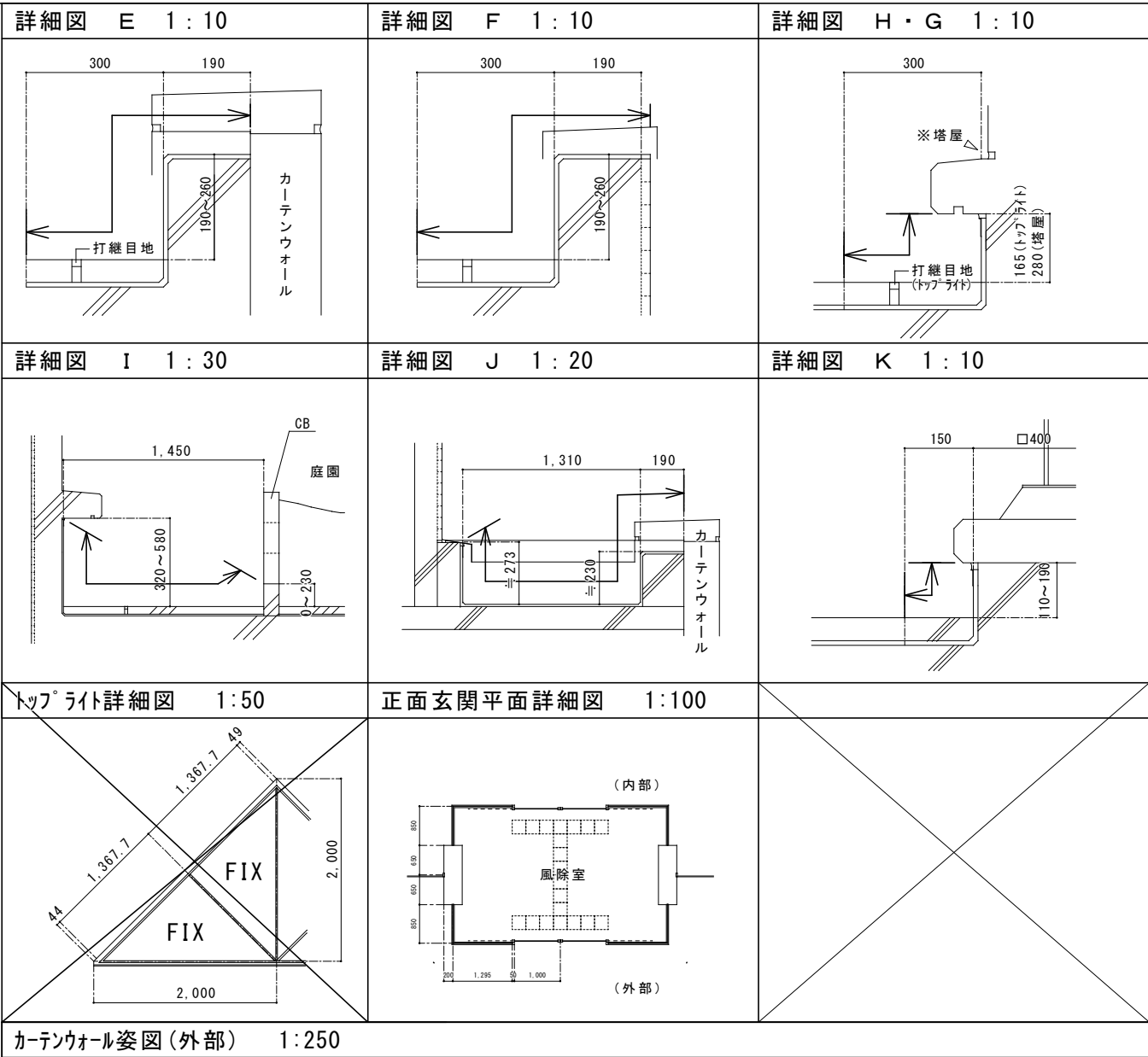
3 階 平 面 図

	仮設足場範囲 枠組棚足場(手すり先行方式)	・床養生(養生シート+t9構造用合板)	SUBJECT: 総合福祉センターふれあい吊天井ほか改修工事	DATE: R1.12
	通路壁養生 t9構造用合板+防音シート2枚貼 66㎡(2F)、67.5㎡(3F)	・交通誘導員 10人程度想定	TITLE: 3階仮設参考図	FILENO: 282
	・仮設足場設置箇所は壁養生も行うこと。ただしカーテンウォールは除く		MORIMOTO ARCHITECT & ASSOCIATES	CHECKED BY:
	消火器設置箇所(2階 6か所 3階 10か所)		株式会社 森本建築事務所	SCALE: SHEET NO: 1:200(A2) 1:282(A3) A-14
			一級建築士事務所 一級建築士第 301771号 森本雅史	



防水改修工事仕様（１）		
項 目	仕 様	備 考
A	既設打継目地：目地キャップ撤去及び清掃後、下地調整の上、ウレタン系コーキング新設(268m程度)	※ 改修範囲は詳細図（）参照。
	目地周囲ケレン及び清掃後、下地調整の上、アスファルト防水新設(W300)	※ 既設笠木脱着。既設立上り端末、防水押え撤去(コーキング共)
	各部立上り：既設アスファルト防水撤去及び清掃後、下地調整の上、アスファルト防水新設	※ 既設笠木の再取付の際、継目のコーキングを確実に行うこと。特にカーテンウォールとの取合いについては、入念に
B	既設打継目地：目地キャップ撤去及び清掃後、下地調整の上、ウレタン系コーキング新設(53.9m程度)	施工すること。
	平場：既設コンクリート面ケレン清掃後、下地調整の上、アスファルト防水新設	※ 立上り及び目隠しフェンス基礎部、入隅、出隅の防水施工については、メッシュクロスにより補強張りを行うこと。
	各部立上り：既設アスファルト防水撤去及び清掃後、下地調整の上、アスファルト防水新設	※ 既設防水層撤去後、下地のひび割れ等が見つかった場合、補修を行った上で施工すること。
C D	平場：アスファルト露出防水撤去及びケレン清掃後、下地調整の上、アスファルト防水新設	※ 防水保証期間：C・D部 １０年、カーテンウォール ５年
	立上り：アスファルト露出防水撤去及びケレン清掃後、下地調整の上、アスファルト防水新設	

※ 外部足場はカーテンウォール全面を対象とし、手摺先行方式足場（安全手摺、巾木、養生シート等共）とすること。		工 番	令和2年度（ ）第 20001 号	図 面 名 称	R階平面図、詳細図	名張市都市整備部営繕住宅室	検 図	設 計	作成年月日	図面No.
参 考（仕様材料は同等以上とすること。）										
・アスファルト防水：アスファルト防水常温工法（株式会社エイ・アール・センター）										
・飛散防止フィルム：MADICO WIN70（三晶株式会社）										
		工 事 名 称	総合福祉センターふれあい吊天井改修工事	縮 尺	(A2S) 1:250, 100, 50, 30, 20, 10 (A3S) 1:353, 141, 71, 42, 28, 14			H	R1.6	A-15



防水改修工事仕様（２）	
項 目	仕 様
カーテンウォール(外面)	硝子周囲コーキング(全面)：既設撤去の上、シリコン系コーキング新設
カーテンウォール(内面)	硝子(着色部を除く全面)：飛散防止フィルム貼り
	※カーテンウォールについては、内外面ともに既設硝子及びサッシ清掃を行うこと。また排煙窓周囲及び、正面玄関風除室の硝子周囲コーキングについても打替えを行うこと。